

第2章 前計画の主な取組状況と課題

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

[介護予防・日常生活支援総合事業の推進]

一般介護予防事業においては、各関係機関との連携を通じて、早期に介護予防に取り組む必要がある高齢者の把握に努め、「高槻ますます元気体操」の普及促進及び「高槻ますます元気体操」を定期的かつ継続的に実施するグループや拠点を増やす取組を基本とした各種介護予防事業を展開しました。また、65歳から74歳までの前期高齢者や男性等、介護予防に新たに取り組む高齢者を増やすために、筋肉トレーニングとバランス能力強化を重視した「高槻もてもて筋力アップ体操」を新しく作成し、インターネット配信等のICTによる普及啓発の機会を有効に活用して、幅広く市民への啓発を実施しました。地域における介護予防の取組を強化するため、社会参加支援と介護予防の取組を一体的に推進し、住民主体の通いの場にリハビリ専門職等が関わるなど、自立支援に資する取組を総合的に支援しました。

介護予防・生活支援サービス事業においては、地域包括支援センターや介護サービス事業者等に介護保険制度を継続して周知し、円滑に事業を実施しました。また、生活支援コーディネーターと連携して、緩和した基準による訪問型・通所型サービスの担い手を養成しました。

引き続き、健康寿命を延伸し、高齢期をその人らしく活動的に過ごすために、社会参加と介護予防に資する活動を一体的に推進する取組を充実させる必要があります。

[生活支援サービスの基盤整備の推進]

高齢者の多様な生活支援ニーズに応じる地域の基盤を整備するため、生活支援コーディネーターを平成30年度（2018年度）に増員して社会福祉協議会に3名配置し、地域の実情に応じた住民同士の助け合いの取組と担い手を募集している団体一覧の作成や相談会の開催により、社会参加意欲のある住民を活動先につなげるマッチングの取組を推進しました。

「高槻市高齢者生活支援ネットワーク協議会」では、高齢者の立ち寄れる場を運営している団体間で情報交換や課題の共有等を行い、課題解決に向けた取組として「高齢者集いの場ガイド」を作成しました。これまでに同協議会で作成した生活支援サービス提供団体間で共有した情報冊子「高齢者のちょっとした困りごとお助けガイド」とともに市民に普及啓発し、生活支援サービスの基盤整備を推進し、地域における多様な団体同士が連携を強化する取組について意見交換等を続けています。

今後は、地域の実情に応じた助け合いの仕組みを更に充実し、既に一定展開している様々な生活支援サービスについて、市民や支援者が円滑に情報把握できる方法を工夫する必要があります。

[健康づくり・生活習慣病予防の推進]

各種パンフレット等の啓発媒体や出前教室、健康相談会、「市民の健康・食育フェア」等の機会を活用した健康に関する正しい知識の普及・啓発及び特定健診・特定保健指導、各種がん検診（自己負担無料）等の受診勧奨等により、市民が健康意識を向上し、主体的に健康づくりに取り組むよう働きかけを行いました。

引き続き、市民の主体的な健康づくりを支援し、生活習慣病予防と介護予防を進めていくための連携が必要となります。

[高齢者の生きがい活動と社会参加への支援]

老人クラブへの活動支援や、地域活動や介護予防の拠点としての老人福祉センター運営等を通じて、高齢者の生きがい活動や健康づくりを支援し、「高槻ますます元気体操」「自主グループの活動促進」等を行うことで、高齢者の社会参加への支援を行いました。

また、シルバー人材センターや生活支援サポーター事業等を通じて高齢者の就労機会の拡大やボランティア等の活動機会の確保に努めました。今後は、自立支援の理念を踏まえて、より一層、介護予防と社会参加支援を一体的に実施する取組の充実が必要となります。

2 地域での支え合い体制の整備・充実

地域での見守り体制として、民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者調査等や、地区福祉委員会を中心とした高齢者地域支えあい事業等の声かけ訪問活動を展開したほか、在宅生活を支える多様な支援として、緊急通報装置等の設置や配食サービス事業の実施等、地域において在宅で暮らす高齢者の支援に取り組みました。

高齢化が進むにつれ、今後も地域で支援を必要とする方が増加する見込みであり、必要な人が適切な支援を受けることができるよう、地域での見守りと関係機関等がより連携することや、地域での支え合い体制づくりの推進が一層必要となります。

3 在宅医療・介護連携の推進

[在宅医療の推進]

在宅医療の推進に向けて関係団体等との連携強化に努め、地域における在宅医療ニーズの把握や提供体制等について継続して検討を行いました。

また、在宅療養に係る医療・介護の専門職や制度に関する在宅療養の基礎的な内容を紹介した「たかつき在宅療養安心ガイドブック」の配布、活用や人生会議をテーマとしたシンポジウムを開催し、市民啓発を行いました。

今後は、在宅医療の推進とともに、可能な限り人生の最期まで希望する場所で過ごすための意思決定を在宅療養者が主体的に行えるように、必要な情報提供や市民啓発を充実する取組が必要となります。

[在宅医療・介護連携体制の充実]

他職種間の連携や在宅医療への理解の促進を図るため、訪問診療や訪問看護に他職種が同行する同行訪問研修を実施しました。さらに多職種連携研修会を開催し、在宅医療の状況や他職種間の連携、人生会議をテーマとした意思決定支援についてなど、多職種協働で学ぶ機会を設けました。また、医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、「在宅医療・介護連携に関する相談窓口」の設置・運営を行いました。

今後は、医療や介護のニーズが高い 75 歳以上の後期高齢者が増加するため、より一層医療と介護の連携を深め、サービス提供・相談体制の充実に取り組む必要があります。

4 認知症施策の推進

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症に関する理解促進に取り組みました。認知症サポーターのフォローアップや、認知症サポーターの活躍の場の提供を目的に認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトを組織化した「キャラバンメイト連絡会」が立ち上げられ、更なるネットワークの強化が図られました。また、認知症に関する支援等をまとめた「たかつきオレンジガイド」の改訂を行うなど、様々なツールを活用しながら市民に対し、認知症に関する啓発を行いました。

また、若年性認知症当事者を講師として招き、講演会を開催し当事者の声を発信する機会を設けました。

令和元年（2019年）6月には、「新オレンジプラン」の理念を引き継ぐものとして、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられたことから、引き続き認知症施策推進大綱に沿った取組が求められています。

5 権利擁護の推進

高齢者の権利擁護施策として、高齢者虐待の防止にかかるマニュアルの普及啓発や養介護施設従事者等を対象とした研修を実施しました。相談、通報があった虐待事例について、虐待の有無や緊急性、支援方針を関係者による会議にて検討を行い、必要に応じて老人福祉法に基づく入所措置の検討を行いました。

また、成年後見制度については、これまでも市長申立や市民後見人の養成等、成年後見制度の活用を図ってきましたが、国において「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「成年後見制度利用促進基本計画」が制定され、市町村においても成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を策定することが努力目標として掲げられたことから、成年後見制度の利用促進に向け、更なる権利擁護支援の体制整備が求められています。

6 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

[地域包括支援センターの適正な運営の推進]

地域包括支援センターごとに策定した事業計画や市が示した運営指針に基づき、地域の高齢者の心身の健康維持及び生活の安定のために必要な援助を行いました。地域包括支援センターが円滑に高齢者の支援等を行えるように、「高槻市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」に基づき人員体制の拡充による体制強化を図るとともに、各専門職種で構成される部会に参加し、総合調整、後方支援を行いました。

また、認知症地域支援推進員を2箇所地域包括支援センターに配置し、他の地域包括支援センターと連携を図りながら認知症に関する正しい知識の普及や関係者の連携強化を行いました。

今後、地域包括支援センターには、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に向けて、一層の機能強化が求められ、引き続き条例に基づく適切な人員配置と多様化する高齢者のニーズに対応するために職員の更なる資質向上等に取り組む必要があります。

[地域ケア会議の開催とケアマネジメントの向上]

各地域包括支援センターで「圏域ケア会議」及び「個別ケース検討会議」を開催し、圏域内の多職種多機関によるネットワークと地域包括ケアシステムの構築推進に取り組みました。「圏域ケア会議」では、地域における関係者間の情報共有や地域課題を抽出し、地域課題の解決に向けた検討を行いました。「個別ケース検討会議」では、多職種協働による個別ケースの検討を行い、課題の背景にある要因を多職種の専門的知見から探り、自立支援に資するケアマネジメントを支援しました。

さらに、「圏域ケア会議」「個別ケース検討会議」で抽出された地域課題については、市の附属機関である「地域包括ケア推進会議」において集約し、改善のための取組について検討を行いました。

議論した内容等をもとに、自立支援の理念啓発、地域課題の解決や介護支援専門員（ケアマネジャー）による自立支援に資するケアマネジメントの質の向上に向けた取組へと展開していくことが重要になります。

[地域包括支援センターの相談支援の充実]

地域ケア会議や総合相談業務に対する支援等を通して、圏域の実情と課題を共有し、協働して事業に取り組むなど、市と地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者のニーズに適した医療・介護・福祉サービスが調整できるよう支援を行いました。

今後も多様化する高齢者のニーズに対応するために、地域包括支援センター職員の更なる資質向上及び多様な関係機関との連携強化に取り組む必要があります。

7 安心できる住まいとまちづくり

シルバーハウジング（大阪府営高槻城東住宅特別設計住宅）における生活援助員による安否確認、生活相談等の実施や、養護老人ホームへの適切な入所措置、ケアハウス運営補助等、高齢者の住まいの安定的な確保に取り組みました。また、災害時における高齢者支援体制について、大阪府北部地震及び台風第21号（平成30年（2018年））等の自然災害の経験を踏まえ、安否確認の課題と実施手法の整理を行い、地域で要介護者の支援に携わる関係機関に対し要介護者情報の提供をすすめることで、地域での災害時における高齢者支援体制の整備に取り組みました。

安心できる住まいとまちづくりに向けて、引き続き関係部署と連携した取組が求められています。

8 介護サービス等の充実・強化

[施設整備]

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の今後の増加を踏まえた新たな介護サービス基盤整備に取り組むため、日常生活圏域毎に整備事業者を選定し、整備を行いました。

広域型施設の基盤整備については、1箇所の整備計画に対し、特定施設入居者生活介護1箇所の整備に取り組みました。地域密着型サービスの基盤整備については、12箇所の整備目標に対し、小規模多機能型居宅介護1箇所、看護小規模多機能型居宅介護2箇所、認知症対応型共同生活介護6箇所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護1箇所の整備に取り組みました。

前計画に掲げた施設整備計画は各目標に対し、概ね達成しているものの、一部目標達成には至りませんでした。次期に向けては、今後の高齢者ニーズや地域の特性、前計画の整備状況等を勘案し、数値目標を改めて設定することとします。

[福祉・介護サービスの充実強化]

自立支援に資する適切なケアマネジメントの実施に向けた介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修、適切な要介護等認定の実施に向けた認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修、介護サービス事業者への指導・助言を行いました。

また、高齢者やその家族がサービスを適切に選択し、安心して利用できるようにするため、高齢者向けサービスや市内の介護保険施設や入居系事業所等を掲載した冊子等の作成・配布、出前講座の実施等による相談窓口の周知を行いました。さらに、大阪府の第4期介護給付適正化計画に基づき、「要介護等認定の適正化」「ケアプラン点検」等、介護給付適正化に係る様々な事業を実施しました。

今後、介護保険制度の持続可能性を維持し、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者及び要介護者を在宅において介護している家族等を支えていくためには、高齢者や家族等の意向を踏まえつつ、地域の課題や特性に応じて、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービス利用に向けた取組が必要となります。